グリベック®を服用される方への説明用チャート

高額療養費制度を活用しよう

2010年 5月改訂版

2010年4月現在の制度に基づいて作成しています。

高額療養費とは？

医療機関への支払額が自己負担限度額を超えた場合に払い戻しが受けられる制度です。

高額な医療費による経済的負担を軽くするために設けられています。

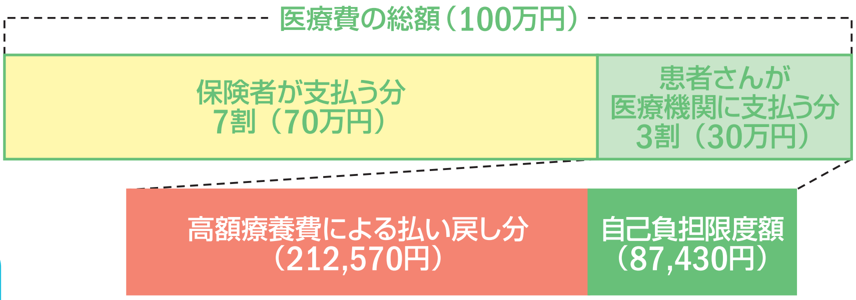

例：70歳未満、区分が「一般」の方の場合

高額療養費の算定方法は？

70歳未満では、以下の項目に分けて算定します。

- 同一月（1日〜末日）
- 同一世帯でもひとりずつ
- 病院ごと（通院と入院別、医科と歯科別）

＊補　足＊

- 70歳以上の方は、同一月（1日〜末日）ごと、通院と入院に分け、通院はひとりずつ、入院は世帯ごとで算定します。
- 同一世帯とは、同じ医療保険に加入していることを意味します。

医療機関への支払額の高額療養費における算定例

	6月分	7月分
A病院　内科	12,000円	9,000円
調剤薬局（A病院の処方せん）	117,000円	117,000円
B医院	1,800円	3,000円
Cクリニック	4,500円	1,500円

＊補　足＊

- 処方せんにより調剤薬局で薬を受け取った場合、調剤薬局で支払った費用は処方せんを交付した医療機関に含めて計算します。
- 対象は保険診療費用のみのため、入院時の食事療養費や差額ベッド代などは対象となりません（領収書には保険診療分と保険適用外分が別々に記載されていますので、ご参照ください）。

高額療養費の算定方法は？

高額療養費による払い戻し金の算出例は、P8をご参照ください。

自己負担限度額は？

＜70歳未満＞

区　分	自己負担限度額	4回目以降
一定以上の所得者1)	150,000円+（医療費総額−500,000円）×1%	83,400円
一　般	80,100円+（医療費総額−267,000円）×1%	44,400円
市町村民税非課税者2)	35,400円	24,600円

1）健康保険の場合は標準報酬月額が53万円以上の方、国民健康保険の場合は基礎控除後の総所得額が600万円を超える世帯（世帯全員の合計）
2）世帯全員が住民税非課税の世帯

注）70歳未満でも後期高齢者医療制度に加入されている方は、＜70歳以上＞の表をご参照ください。

＜70歳以上＞

区　分	自己負担限度額		
	通院（個人ごと）	通院+入院（世帯ごと）	
		1〜3回	4回目以降
一定以上の所得者3)	44,400円	80,100円+（医療費総額−267,000円）×1%	44,400円
一　般	12,000円	44,400円	
市町村民税非課税者Ⅱ4)	8,000円	24,600円	
市町村民税非課税者Ⅰ5)		15,000円	

3）健康保険の場合は標準報酬月額が28万円以上の方、国民健康保険および後期高齢者医療制度の場合は課税所得が145万円以上の方（ただし申請により、年収ベースで二人世帯の場合は520万円未満、単身者世帯の場合は383万円未満であれば一般となる）
4）世帯全員が住民税非課税の世帯
5）世帯全員が住民税非課税であり、所得が一定基準以下の世帯

一定以上の所得者の判定について

後期高齢者医療制度の創設により、自己負担限度額の区分が変更となる方は、申請により、これまでの自己負担限度額が適用される場合があります。詳しくは、保険加入先にお問い合せください。

自己負担限度額が低くなる場合があります。

多数該当

高額療養費の該当が1年間（直近の12ヵ月）に4回以上ある場合

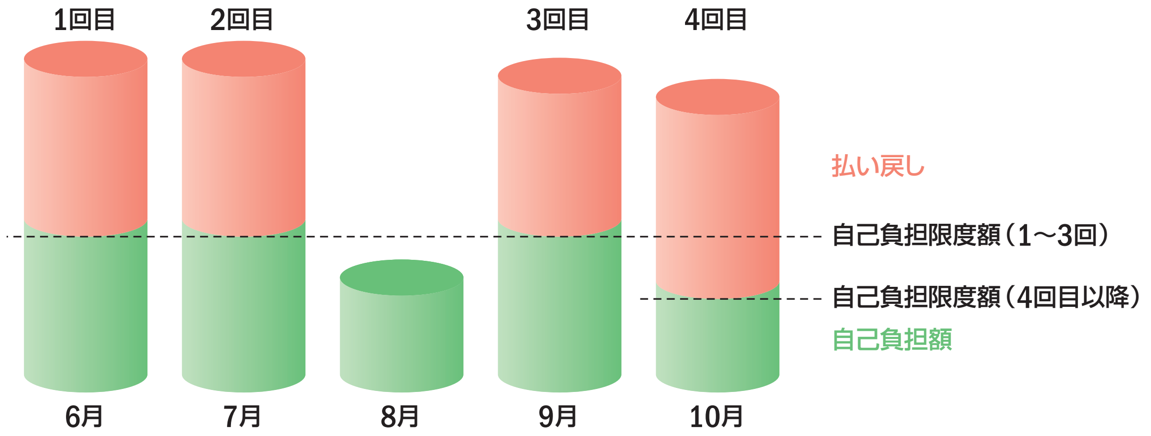

＊補　足＊

●70歳以上の方で通院のみの場合は、回数に関係なく自己負担限度額は同じです。

世帯で合算ができる場合があります。

世帯合算

同一月、同一世帯内で医療機関への支払額が21,000円を超えるものが2件以上ある場合

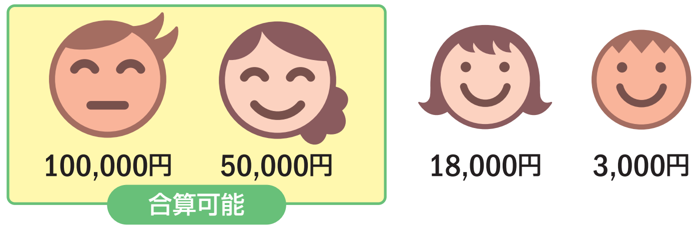

＊補　足＊

●70歳以上のみの世帯では、通院については個人ごと、通院と入院がある場合は、金額にかかわらず合算して算出します。
●同一世帯内に70歳以上の方と70歳未満の方がおられる場合は、まず、70歳以上の方で個人ごと（通院）、70歳以上の方の世帯ごと（通院+入院）で払い戻し金を算出します。その後、先に算出した70歳以上の方の自己負担額と70歳未満の方の医療機関への支払額を世帯で合算し、70歳未満の自己負担限度額にて払い戻し金を算出します。

医療保険と介護保険の合算により負担を軽減できる場合があります。

高額医療・高額介護合算制度

同一世帯で、医療保険と介護保険の自己負担額を合算して上限額を超えた場合

●自己負担限度額

区　分	後期高齢者医療制度＋介護保険	健康保険または国民健康保険+介護保険	
		70〜74歳	70歳未満を含む
一定以上の所得者3)	67万円	67万円	126万円
一　般	56万円	62万円	67万円
市町村民税非課税者Ⅱ4)	31万円	31万円	34万円
市町村民税非課税者Ⅰ5)	19万円	19万円	

●申請について

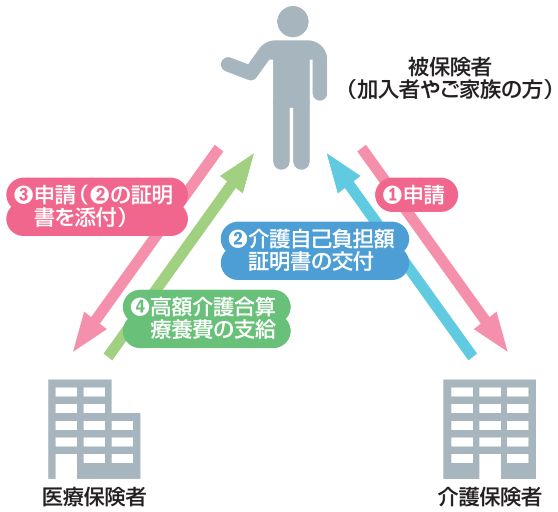

介護保険とは、40歳以上の方が加入する保険で、65歳以上の方は原因にかかわらず、40〜64歳の方（医療保険に加入している方）は特定の疾患が原因で要支援や要介護と認定された場合にサービスを利用できます。詳しくは市区町村の介護保険担当窓口にお問い合わせください。

グリベック®錠による治療中の高額療養費は?

医療費は、薬剤費、検査費、診察費などで構成されます。

グリベック®錠による1ヵ月の医療費の例（通院のみ）

グリベック®錠 400㎎ 30日分	2,749円/1錠×4錠×30日＝329,880円
薬剤費を除く医療費（検査、診察費など）	30,000円（仮定）※
1ヵ月の医療費総額	359,880円

※薬剤費を除く医療費は、実際とは異なります。

注意 本例は薬剤費以外の医療費を3万円として算出しています。高額療養費に該当している用量でも、治療内容によっては該当しない場合があります。

用量別の自己負担限度額は?

自己負担限度額は、高額療養費や多数該当の適用により、用量が異なっても大きくは変わりません。

※薬剤費以外の医療費を3万円として算出

＜70歳未満＞

			6 錠	5 錠	4 錠	3 錠	2 錠	1 錠
医療機関への支払額（3割）			157,446円	132,705円	107,964円	83,223円	58,482円	33,741円
自己負担限度額	1～3回	一定以上の所得者1)	150,248円	132,705円	107,964円	83,223円	58,482円	33,741円
		一　般	82,678円	81,854円	81,029円	80,204円	58,482円	33,741円
		市町村民税非課税者2)	35,400円					33,741円
	4回目以降	一定以上の所得者1)	83,400円	132,705円	107,964円	83,223円	58,482円	33,741円
		一　般	44,400円				58,482円	33,741円
		市町村民税非課税者2)	24,600円					33,741円

1）健康保険の場合は標準報酬月額が53万円以上の方、国民健康保険の場合は基礎控除後の総所得額が600万円を超える世帯（世帯全員の合計）
2）世帯全員が住民税非課税の世帯

注）70歳未満でも後期高齢者医療制度に加入されている方は、＜70歳以上＞の表をご参照ください。

＜70歳以上 通院＞

		6 錠	5 錠	4 錠	3 錠	2 錠	1 錠
医療機関への支払額（3割）：一定以上の所得者3)		157,446円	132,705円	107,964円	83,223円	58,482円	33,741円
医療機関への支払額（1割）：一定以上の所得者以外		52,482円	44,235円	35,988円	27,741円	19,494円	11,247円
自己負担限度額	一定以上の所得者3)	44,400円					33,741円
	一　般	12,000円					11,247円
	市町村民税非課税者Ⅱ4)	8,000円					
	市町村民税非課税者Ⅰ5)						

3）健康保険の場合は標準報酬月額が28万円以上の方、国民健康保険および後期高齢者医療制度の場合は課税所得が145万円以上の方（ただし申請により、年収ベースで二人世帯の場合は520万円未満、単身者世帯の場合は383万円未満であれば一般となる）
4）世帯全員が住民税非課税の世帯
5）世帯全員が住民税非課税であり、所得が一定基準以下の世帯

一定以上の所得者の判定について

後期高齢者医療制度の創設により、自己負担限度額の区分が変更となる方は、申請により、これまでの自己負担限度額が適用される場合があります。詳しくは、保険加入先にお問い合せください。

ここで紹介する内容は、加入されている医療保険、市区町村によって異なります。
詳しくは保険加入先（保険証をご参照ください）にお問い合わせください。

高額療養費の払い戻しを受けるには？

保険加入先（保険証に記載）への申請が必要です。
申請の方法は通院と入院で異なります。

＜通院＞

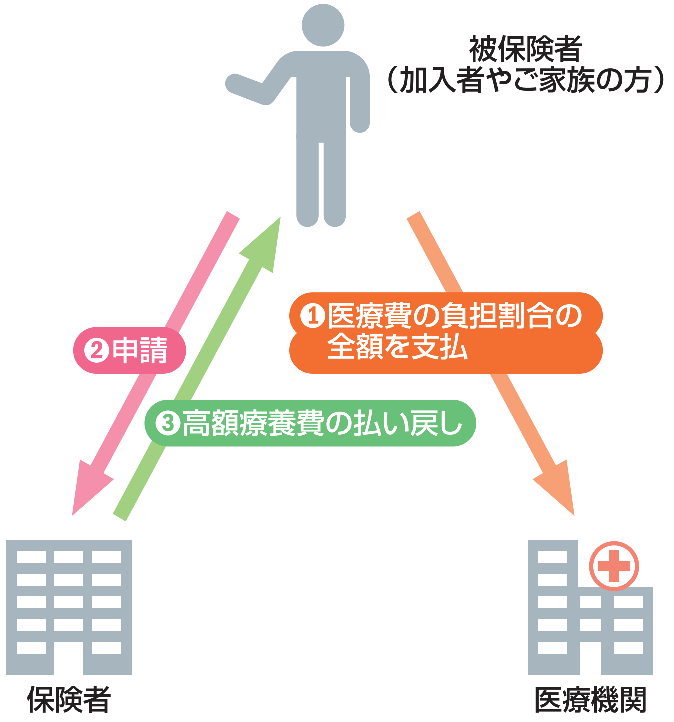

＜入院＞

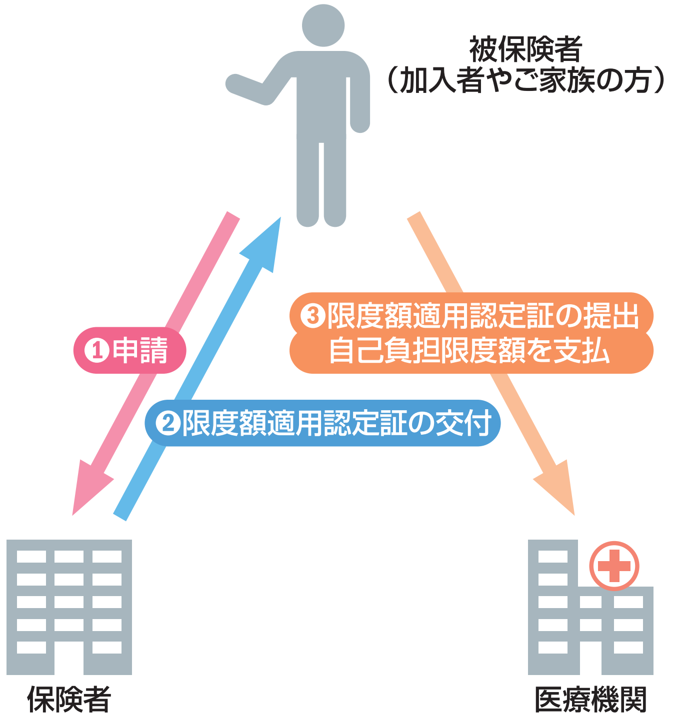

○○保険被保険者証

2010 年 00 月 00 日　交付

記号 00　番号 000000

被保険者　氏　　名　○○　○○
生年月日　0000 年 00 月 00 日
住　　所　○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
資格取得年月日　0000 年 00 月 00 日

○○○○　○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

保険者　所在地　○○　○○
保険者番号　0000000000
保険者名　○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

こちらに申請します。

通院の場合、申請から受取までは約3ヵ月ほどかかります。

2年前までさかのぼって申請することができます。

高額医療費（療養費）貸付制度とは？

高額療養費の払い戻し金額の8割相当額を無利子で借りられる制度で、払い戻しされる見込みのある方が利用できます。

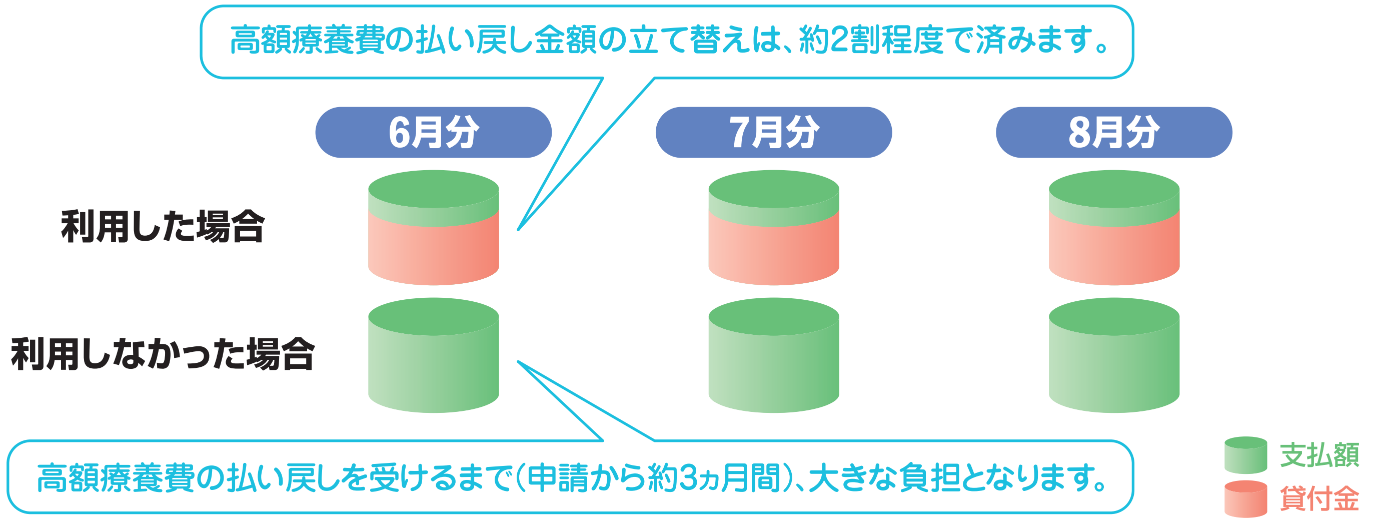

申請と返済方法は？

＜高額医療費（療養費）貸付制度＞

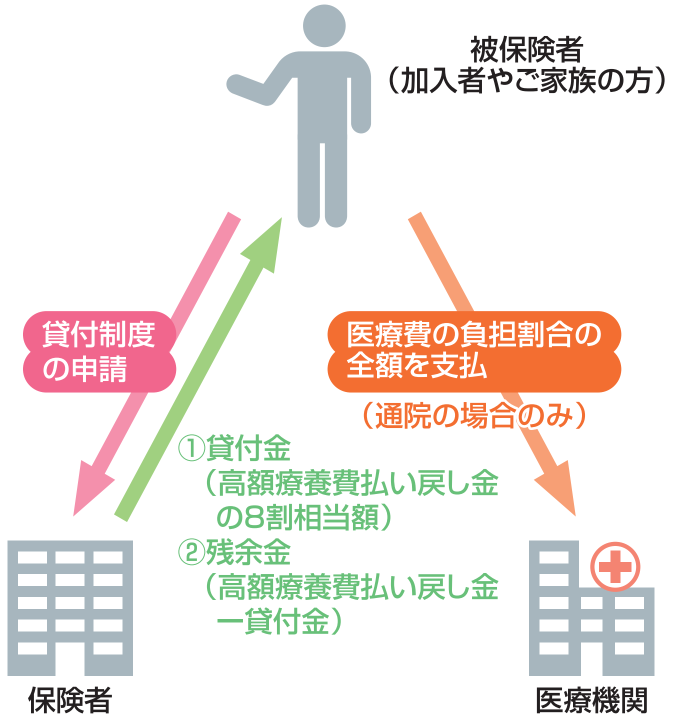

＜国民健康保険における高額療養費委任払制度（貸付制度）＞

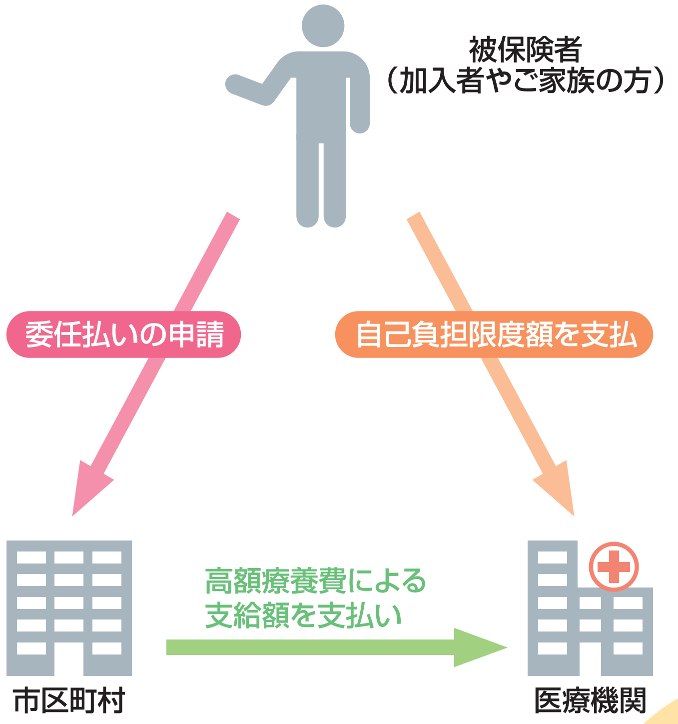

高額療養費による払い戻し金の算出例

高額療養費の算定方法は、P2～3をご参照ください。

70歳未満、区分が「一般」の方の場合

●A病院	通院医療費総額	40,000円	、支払額（3割）	12,000円
●調剤薬局（A病院の処方せん）	総額	390,000円	、支払額（3割）	117,000円

払い戻し金額

支払額　　自己負担限度額

＝（12,000+117,000）－［80,100+（40,000+390,000－267,000）×0.01］＝47,270円

70歳以上、区分が「一般」の方の場合

●A病院	通院医療費総額	450,000円	、支払額（1割）	45,000円
●B医院	通院医療費総額	30,000円	、支払額（1割）	3,000円

払い戻し金額

支払額　　自己負担限度額

＝（45,000+3,000）－12,000＝36,000円

高額療養費について解説した小冊子もあります

ノバルティス ファーマ株式会社

GLI236G（N010）3PIN
2010年5月作成